

第159回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策について（諮問）</p> <p>(2) 高圧ガス保安法に係る事務開始に伴う保安施設管理システムの導入について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。） （個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）</p> <p>(3) 食品ロス削減の啓発に向けたモザイクアート作製委託について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）</p> <p>(4) 市立学校における教育クラウドサービスの利用について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。） （個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）</p> <p>(5) 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（諮問）</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 みその公園（横溝屋敷）内防犯カメラ運用事務</p> <p>(2) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 東京都市圏パーソントリップ調査（事前調査）</p> <p>(3) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託 自然観察ウォーキングイベントにおける参加申込受付等業務</p> <p>(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（2件）</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（13件）</p> <p>(6) 個人情報ファイル簿変更届出書（4件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年9月23日～平成29年10月20日）</p> <p>(2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成29年10月25日（水）午後2時00分～午後4時50分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル5階特別会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>花村会長、加島委員、小嶋委員、清野委員、土井委員、中村委員、新田委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>芦澤委員、糠塚委員</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項(1)～(5)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第159回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、芦澤委員及び糠塚委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、また、新田委員から少し遅れるとのご連絡をいただいておりますが、6名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議</p>

会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いたします。

1 会議録の承認

(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

始めに、第158回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等がございますでしょうか。

(花村会長) 特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

では、第158回審議会で、報告をいただくことになった案件について、ご説明をお願いします。

(事務局) 第158回審議会の案件1「ICTを活用した地域医療連携ネットワークシステム(C@RNAコネクト「オンライン時系列ビュー」)の運用について」ですが、審議会でもいただいたご質問について、業務主管課よりご説明をいたします。

(所管課) それでは、お手元の資料に沿って前回の質問事項等をご説明します。

まず、「全体の概要」の一番下の【対象者】の箇所ですが、※で、「市民病院で患者から同意を取得する」と記載していますが、後段の「地域医療機関において同意を取得する際も、市民病院と同様の説明を行った上で患者から同意を取るように市民病院からも指導する」という記載を追加しました。

同意書については今時点の案を添付しています。

各地域医療機関においても、市民病院と同様に、この利用説明書に沿って説明してもらい、裏面の同意欄に署名していただきます。

次に、「3 審議に係る事務」の【電子計算機の結合】の「内容・対象者」の一番上の段の下線部分です。利用に当たっては、市民病院が患者ごとに割り振ったID、パスワードを入力しますが、患者の申出により、情報公開する医療機関の範囲は制限することができます。患者が「公開したくない」という医療機関については対応できる体制を検討しています。

続いて、「4 個人情報管理の管理体制」の【事務委託】に、「個人情報保護管理体制の詳細」で、別添「委託先個人情報保護管理体制のとおり」とあります。

この「委託先個人情報保護管理体制」について、前回記載が漏れていた「7 個人情報保護に関する研修・教育」の研修の回数ですが、年に1回、従業員に研修を実施します。

「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の(1)の中段、「入

退室者名及び時刻の記録」に関しては、「用紙の記入」と、「カメラや生体認証によりID等をシステムに記録」を行います。なお、前回、「ICカード等によるID等をシステムに記録」をチェックしていましたが、こちらはシステムにエントリーする際の記録ということで、入退室の記録ではないので、削除しました。

最後に「9（2）個人情報の保管場所」の「その他」ですが、カッコン内の記載が漏れていました。「施錠されたサーバ室」において個人情報の保管を厳重にしていきます。

（花村会長）ただ今のご説明について意見や質問はありますか。中村委員、いかがですか。

（中村委員）対応していただいていると理解しています。

（花村会長）それでは、ご報告いただいた内容で承認するという事によろしいですか。

（各委員）＜異議なし＞

（花村会長）それでは承認いたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策について （諮問）

（花村会長）それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策について（諮問）」のご説明をお願いします。

（事務局）別冊の資料をご覧ください。

すでに報道等でご存知かと思いますが、神奈川県戸籍課においてマイナンバーカードの紛失事案が発生しました。これを受けまして、横浜市として、再発防止を図っていく中で、具体的な再発防止策について、審議会からご意見をいただきたいと考えております。

そこで、横浜市個人情報の保護に関する条例第58条第2項に定める重要事項として審議会に諮問を行い、それに対しまして答申をいただきたいと考えております。

諮問の内容については、業務主管課からご説明いたします。

（所管課）この度は、神奈川県役所戸籍課において、交付前のマイナンバーカード21枚を紛失するという重大な事案が発生させ、申請者の皆様及び関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしました。この場をお借りして深くお詫びをいたします。現在申請者の皆様へ二次被害防止策を講じているとともに、直ちに実施できる再発防止策についてはすでに講じているところです。再発防止策について審議会の皆様にご意見をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、「マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策について（諮問）」をご覧ください。

＜諮問書の読み上げ＞

続いて、事案の概要についてご説明いたします。

お手元にお配りしております「神奈川区におけるマイナンバーカードの紛失に伴う再発防止策について」をご覧ください。

<資料に基づき説明>

(事務局) 事務局から補足させていただきます。

前回の審議会の場合でもご報告いただいておりますが、加島委員に委員長を務めていただいております、第三者評価委員会において、本年度は戸籍課におけるマイナンバー関連業務を対象として、区役所戸籍課2か所において実地調査を行っていただいております。

そこで、第三者評価委員会に神奈川区戸籍課においても実地調査を行っていただき、その報告を踏まえ、再発防止策について審議会にご意見をいただければと考えております。

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

(中村委員) これからの進め方についての意見や質問でしょうか。

(花村会長) 全てにわたってということで構いません。

(中村委員) 本日配付していただいた経過一覧表の中で、戸籍課の職員へのヒアリング調査実施の時期が、記者発表資料と異なっています。これはなぜですか。

(所管課) 本日配付した資料が間違っています。ヒアリングは9月28日から実施をしています。

(花村会長) 本日の配付された資料の「10月2日」を「9月28日から10月3日」に修正するということですね。

(所管課) はい。失礼しました。

(中村委員) 最初、紙ケースで保管されていて、保管ファイルに移したということでした。紙ケースではどのように保管されていたのですか。

(所管課) 紙ケースには最大100枚入ります。30枚とか40枚のものを輪ゴムで止めて、その中に保管しています。

(中村委員) 場所はどこで保管していましたか。

(所管課) 現在は鍵付きの専用キャビネットの中に保管しています。従来は移動式のラックの上に置いて、執務室の奥の書庫に保管していました。

(中村委員) 事故発生当時は、交付時間中もその書庫に保管していたのですか。

(所管課) 書庫の中に保管していました。

(中村委員) 保管ファイルとはどんなものですか。

(所管課) A4のプラスチック製ドッチファイルです。中に名刺大のものが10枚ほど入るクリアポケットがあります。それを重ね合わせて保管していました。

(中村委員) 紙ケースも保管ファイルに移した後も、書庫で保管していたのですか。

(所管課) はい、そうです。

(小嶋委員) 個人情報をもっと慎重に扱わなければならない部署でこういう事故が起きたことは、非常に重大なことです。

合計21枚のカードがなくなったということですが、カードはどのよう

な順番で保管しているのですか。

(所管課) カードは、J-lisから箱で送られてきた順番に並べています。繁忙期は毎日、J-lisからカードが送られてきました。日によっては10ケース、20ケースまとめて送られることもありました。

我々が一番管理しやすいのは、送られた順番に保管することでした。紙ケースでも送られてきた順番に重ねておきました。

(小嶋委員) 送られてきた順番でというのが今後いいのかどうかです。マイナンバーの番号順に分類して保管するのがいいのか、その辺りも検討する必要があります。

なくなった21枚は、ランダムで紛失しているのか、ある一群のところだけなくなっているのですか。

(所管課) ランダムでなくなっています。

(小嶋委員) 紙ファイルから保管ファイルに移し替えるときに、「この部分は移し替えた」という記録は取っていたのでしょうか。

(所管課) 記録はしていません。カード1枚1枚、現物を確認しながら移していきました。

(小嶋委員) その辺りが徹底していなかったのかなと思います。誰かが意図的に盗ったり、どこかに紛れ込んでしまったのかについては、現在、原因究明中だと思いますが、どのように考えていますか。

(所管課) 現在、警察が捜査しています。警察からは、紛失や誤廃棄、盗難の可能性があるとされています。捜査に関わることなので、現段階で具体的なコメントは差し控えさせていただきます。

(所管課) 送った順に保管することについては、ほかの区もおおむねそのようにしています。送られたときにID番号が振られて、それを基に通知の予約番号に使っていきます。

(小嶋委員) 処理した順番にID番号が付されるわけですか。

(所管課) はい。

(清野委員) 執務室の奥の書庫は、人の出入りや施錠はどのようになっていますか。

(所管課) 朝一番初めに来た職員が守衛から鍵を受け取ります。守衛所で名前と時間を書いて、その職員が戸籍課のスペースに行きます。一番奥に書庫があるので、鍵を開けます。業務中は扉は閉めますが、鍵はかけません。夕方、最後に帰る職員、主に責任職が鍵をかけてまた守衛所に鍵を持って行きます。

(清野委員) 昼休みなども業務は継続してやっているのですか。

(所管課) 昼休みも窓口はやっているのです、交代制で勤務しています。

(清野委員) 書庫の入り口には鍵はあるのですか。

(所管課) 書庫の入り口には鍵があります。

(清野委員) その鍵は、1階で朝一番最初に来た人が開けるのですか。

(所管課) はい。開けた後は責任職がしかるべきところに保管しています。

(清野委員) 戸籍課の入り口の鍵と書庫の鍵は別ですか。

(所管課) 戸籍課はオープンのカウンターなので、入るときに特に鍵は必要ありません。書庫は耐火式なので、シャッター式の鍵です。それと別

に鍵なしの引き戸があります。

(土井委員) 今日の資料の「(参考)」で、保管していたカード数 5,003 枚は、保管ファイルに移し終わったものの総数ですか。それとも、紙ケースも含めての総数ですか。

(所管課) 紙ケースも含めてです。

(土井委員) 保管していたファイル数 9 冊というのは、紙ケースから保管ファイルに移したものでしょうか。

(所管課) そうです。ファイル 1 冊には平均 600 枚入ります。多いのは 600 枚ぐらいですが、ファイルで保管していたのが約 4,000 枚、それ以外の約 1,000 枚が紙ケースで保管していたものです。

(土井委員) かなりの人数が受け取りに来ていないということですか。

(所管課) そうですね。区民にすでに交付したものが 28,000 枚、区役所で保管していたものが 5,000 枚です。

(土井委員) そのうち 4,000 枚が受け取りに来ず、3 か月ぐらい経過しているという状況ですか。

(所管課) はい。

(土井委員) 紙ケースから保管ファイルに移す説明のとき、「神奈川区では」というキーワードがあったように思います。他の区もこのような感じで、3 か月といった期間を決めて従来からやっているのですか。

(所管課) この辺りは区ごとのレイアウトなどによって保管方法は若干異なります。紙ケースのままカードを詰めて保管している区もあるし、ファイルに移している区もあります。国のほうからも、カードについては取り出しやすいように整理するよう通知もありました。

(加島委員) 諮問事項としては、「マイナンバーカード紛失事案を踏まえ、とるべき再発防止策について」と書かれています。諮問理由としては、「原因究明及び確実な再発防止策への取組が必要だと考えている。公平・中立な立場から御意見をいただくことにより、実効性のある再発防止策を策定し、全区で当該再発防止策を迅速かつ確実に実施していく必要があるため、横浜市個人情報保護審議会に意見を求めるものです。」とあります。審議会は再発防止策を考えればよいのですか。原因究明は求められていないのですか。

(所管課) 原因究明というのは、紛失か盗難かということになるので、考えていません。ただ、再発防止策を考えていただく上で、これまでの管理方法に問題点がなかったかという意味での原因は見ていただきたいです。

(加島委員) 原因究明がきちんと行われないと、再発防止策もきちんとできないと思います。原因究明は現在、行っているところですか。

(所管課) 原因究明は神奈川警察署に捜査をしてもらっているところです。

(加島委員) 警察は何か動いているのですか。

(所管課) 捜査はすでに始まっています。

(加島委員) 職員に対して警察から呼出し等がありますか。

(所管課) その辺りは捜査関係なので答えられませんが、捜査は始まっています。

(加島委員) 職員の非行防止といったことで、横浜市の中に監察部門のような部署はあるのですか。

(事務局) 全体的にはコンプラ推進室が不祥事防止などを行っていますが、個別のことについて機動性を持って行う部署はないです。

(加島委員) 東京都などでは監察室があり、警察と同じことを行います。そしてもう1度警察で捜査します。主に汚職の関係で事件が発覚したときです。税務部門などは、個別に局の中にも監察があります。

横浜市にはそういう部署がないからといって、警察に全部任せてよいのでしょうか。市として並行して原因究明を進める必要があるのではないのでしょうか。

(所管課) 管理方法について、色々なリスクを想定した上での管理方法が取られていたのかという意味での原因究明については、我々や関連部署を含めて内部で検討したいと思っています。

(加島委員) なくなった21枚はどういう形でランダムなのか、最後に見たのはいつ誰か、全部克明に調べていく必要があります。それでも原因は分からないかもしれません。その辺りは並行してやられているのですか。

(事務局) 実質的にはその辺りも含めてやっていますが、どのようにランダムなのかというのは正に捜査上に関わることなので、この場では話せません。

(加島委員) そうすると、ある程度原因は分からない中で11月9日に実地調査をすると考えていいですか。再発防止策も考えられる幾つかの原因の中から考えるということでもいいですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 今年度、実地調査に入った2区については、ある程度よくやっているという視点で見えていました。しかし、今回は、もっと厳しい視点で見なければいけないと思います。職員が犯罪を起こしたかもしれないという前提に立って再発防止策も考えなければいけません。それでいいのかを確認したかったのです。

(事務局) はい。

我々も上局から、「性善説はもうないだろう。健全な猜疑心を持って扱わなければいけない事案だろう」と言われています。

(花村会長) あらゆる可能性を考えて調査をしていくということだと思います。

(小嶋委員) 経過の「10月3日」ですが、「21枚のカードは公的個人認証の失効措置を実施した」とあります。これは、そのカードを使っても情報が得られないということですか。

(所管課) そのとおりです。普通のマイナンバーカードは、交付時に暗証番号を設定して、その番号でe-Taxやコンビニで住民票交付ができる仕組みになっています。今回は交付前のカードなので、暗証番号自体は設定されていないものと考えてはいましたが、万が一のリスクを想定し、大元のシステムで「この番号は無効」となるような措置を取っています。

(小嶋委員) 失効はしていますが、使われたということが後で分かるようにはなっているのですか。

(所管課) アクセスログが取れるか、次回までに確認します。交付前設定や暗証番号設定をしたことはこちらで分かりますが、実際に使用されたかどうかは確認します。

(小嶋委員) 使用されたことが分かれば、盗難も考えられます。

(土井委員) 失効したものは、ネットワークでつながって、大元のサーバに「このカードは有効か」と問い合わせれば、「もうそれはなくなった」と返事が来ると思います。身分証明書のように、見せただけで使うこともあると思います。そういう視点での影響がないか、検討してください。

(所管課) 被害防止の観点では、警察からも同じように言われています。なりすましをして、身に覚えのない請求書が届いたりしたら、すみやかに警察署に相談するよという話もあります。紛失したカードの申請者に事情を説明したときに、そのことも伝えていきます。

また、なりすまし防止では、ゆうちょ銀行や携帯電話会社などには「このマイナンバーは無効です」という情報を伝える手立てがあると分かりましたので、併せて行っています。

(所管課) 紛失したカードの申請者を訪問したり、電話で話をしていますが、現時点ではそのような被害はありません。ただ、今後のこともあるので、不正に使われないような手立てをしていきたいと思っています。

(新田委員) 28年12月に保管ファイルに移し、発覚したのが29年9月12日でした。半年以上経っています。

戸籍課の中ではいろいろな人が時間交代で窓口に来て、あちこちの書庫を開けたりしていて、大変な部署だと思いました。朝、開錠して、夕方施錠するまでは職員は誰でも見ることができます。何の書類を誰が見ているか、お互いに確認できないと思います。3月から4月には異動になった人もいます。そのため、月に一度ぐらいは点検したほうがいいと思います。

(所管課) 資料の5(2)の「現時点での再発防止策について」で、「定期的に保管枚数を確認します」と書いています。長い期間確認していないと、万一のときに被害が大きくなってしまいます。ご指摘のとおりだと思います。そういった改善もしていきたいと思っています。

(小嶋委員) 本当に多数のカードが、受け取られずに保管されています。今、受取りの催促はしていますか。それとも、今後考えますか。

(所管課) 全区統一ですが、昨年11月に一度催促を行いました。マイナンバーカードのための臨時交付窓口を28年1月から半年の予定で設けていました。しかし、なかなか交付が進まなかったため、28年12月まで延長していました。その臨時交付窓口も12月で終わるということで、11月に一度催促はしました。

(小嶋委員) それでもどんどんたまっていくわけで、それだけリスクが高まります。例えば保管期間は定められていますか。一定期間が経過したら、廃棄するというのがありますか。

(所管課) 国の要領で、基本的な保管期間は3か月という通知がありましたが、それ以降、「できるだけ保管しておくように」という通知が改めて出されました。

ただ、今回の件を受け、国でも、「督促を送って取りに来ない場合は、3か月経ったら廃棄する」と書いて、廃棄していくようにという通知が出されています。

(小嶋委員) その期間は独自に決められるのですか。

(所管課) 督促してからおおむね90日というのが事例で出ています。最初の3か月以降の督促してからのところは原則90日です。

(小嶋委員) 廃棄された場合は再発行は可能ですか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 廃棄されたことによって不利益は被らないわけですね。

(加島委員) マイナンバーカードに貼付する写真の有効期限は何か月以内でしたか。

(所管課) 6か月です。

(加島委員) そうであれば、6か月以上たったらもうそれは使えないですね。

(所管課) そうですね。

(加島委員) ですから、本当は6か月経ったら廃棄していいはずで、「保存しておけ」というほうがおかしいと思います。

(小嶋委員) しかし、それはあらかじめどこかに規定しておかないといけないと思います。

(加島委員) 総務省は規定していませんよ。

(所管課) カードの保管期間は国の基準で90日が定められています。ただ、決定の権限は各自治体に委ねられています。廃棄は可能ですが、本人の事情で再発行する場合は有償です。

(小嶋委員) 本人が取りにこなかったのだから、有償でも仕方ないですね。

(所管課) ただ、市民の理解を得ながらということはあると思います。取りに行きやすい環境の確保を国から求められています。今回の件も踏まえ、改めて横浜市として考えていかなければならないと認識しています。現在、国の通知を踏まえて直ちに90日ということまでには検討が進んでいません。

(花村会長) では、今回は第三者評価委員会に神奈川県戸籍課の現地調査を行っていただくということでしょうか。再発防止策といっても、原因が分からないと何をすればいいか分からないこともあります。原因究明の観点からも、第三者評価委員会に頑張ってもらいたいと思います。

ほかにご質問がないようなので案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

次回審議会で第三者委員会の調査結果と、横浜市の再発防止策を報告していただき、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

(2) 【案件2】 高圧ガス保安法に係る事務開始に伴う保安施設管理システムの導入について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2「高圧ガス保安法に係る事務開始に伴う保安施設管理システムの導入について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(花村会長) 以前、火薬の関係の審議しました。その時と委託先は同じですか。

(所管課) 全く同じです。

(土井委員) 「5 取り扱う個人情報」で、対象者1の個人情報の種類に電子データと紙データがあります。紙データには「年齢」がありますが、電子データにはありません。これはなぜですか。

(所管課) 電子データは、再度事故が起きていたり、過去にどんな施設があったかを調べたり、1年またいだ後に統計を取るときに施設がそこに存在したかを確認するために、削除された後もデータは残してあります。紙データは膨大な資料があるので、一定期間保存した後に削除し、必要なものは電子データで残します。

(花村会長) そうではなくて、年齢を紙データにだけ入れているのは何か理由がありますか。

(所管課) 特に理由はありません。

(花村会長) では、電子データにも入れておいたほうがいいのではないですか。

(所管課) 紙データのほうには、資格証を添付してもらいます。そこに年齢も全て記載されているので入っています。データに関しては特にそこに入れる必要性はありません。紙データでは、免状をもらったときに必然的にそこに年齢が入ります。

(花村会長) 土井委員、いかがですか。

(土井委員) 同じにしてもいいかなと思いました。我々は、「電子データで記録項目が適切な範囲か」とか、色々質問しなければいけない立場です。紙データのほうで項目が増えていますが、同じにした方が分かりやすいかなと思えます。

(花村会長) 電子データに入れるのには手間がかかりますか。

(所管課) 特にかかりません。

(花村会長) では、紙データと電子データを同じにしたらどうですか。

(土井委員) 紙データに年齢がいるというのがよく分かりませんでした。紙の場合は、添付する書類に年齢が入っているからということですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 電子データでは、その書類はいらないのですか。

(所管課) 本人がその資格を持っているかどうかを判断し、その人がいつ再講習が必要になるか確認するためには年数は必要としています。しかし、消防局としては、個人の年齢は特に管理する予定はありません。

(事務局) 様式は省令で決まっています、そこに年齢の欄があります。

(花村会長) 年齢の欄があるので、紙データは入れておかなければいけないということで入れたということですね。しかし、電子データでは特に必要ないということですか。

(所管課) 必要ないということです。

(花村会長) 様式に入っているから仕方がないという理由ですね。

(所管課) はい。

(花村会長) 再委託先の担当者は、高圧ガスが貯蔵されている場所は全部把握できますか。また、横浜市の消防職員は全員、貯蔵場所は分かるのですよね。

(所管課) 分かります。

(花村会長) 横浜市の消防職員はその情報が分からないと、災害が起きたとき活動できないからですね。委託先の従業員も分かるのですか。

(所管課) データ移行の作業中は分かります。

(花村会長) どこに高圧ガスが貯槽されているかという情報は、すごい情報ですよ。委託先の従業員に悪人がいたら、一遍に漏れいという感じがします。火薬の審議をした時もそう思いました。外部に漏れるようなことがあったら大変だと思います。

(所管課) 基本的には、入退室の管理はきちんと職員が立ち会います。サーバが保存されている司令センターに連れて行き、入退室の確認は行っています。

(花村会長) そこから外部に漏れない対策もきちんと考えてほしいです。

(新田委員) 消防職員と委託事業者のみが危険物の場所を知っているということでした。住民には一切情報が知らされていません。災害時には連携して対応するということがありますが、災害時に爆発事故などを起こした場合、工場地帯ではなく、周りに住宅地があるようなところではどうなるのでしょうか。

(所管課) 災害時、市民に被害が及びそうな場合には住民に知らせています。ただ、工場内だけで終わるような場合はわざわざ知らせません。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件2を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】食品ロス削減の啓発に向けたモザイクアート作製委託について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「食品ロス削減の啓発に向けたモザイクアート作製委託について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件3につきまして、ご質問、ご

意見をいただきたいと思います。

(清野委員) モザイクアートを構成する写真自体はものすごく小さいものです。ただ、加工されるときには大きな写真データで、顔も見え、書いてある言葉も分かります。そのため、個人情報として扱うということですか。

(所管課) はい。

(清野委員) 加工する際、写真を見て作業をするのですか。

(所管課) モザイクアートが出来上がったものを見て、参加している人は「ここに自分がいる」というのを捜して、さらにそれを周りに発信してもらう効果を狙っています。正確に何センチ画になるかは仕様を固めていかなければなりません、見る人が見れば、写真データで個人の特定はできます。

(清野委員) 委託事業者が編集作業するときには、一つずつのモザイクアートの中身を見ることはありますか。それとも、小さい写真のままで、個人データがほとんど見えない形で作業していくのですか。作業のときにどれぐらい個人が識別できる状態なのでしょう。

(花村会長) 委託を受けた事業者がモザイクアートを作るとき、提供を受けるのは写真だけですか。

(所管課) 写真だけになります。

(清野委員) 写真は拡大して見ることはできます。作業するときには小さいままで行うのでしょうか。

(花村会長) 拡大しようと思いと、写真だけではないですか。

(所管課) はい、写真だけですし、拡大しようと思えば確かに見えてしまいます。

(清野委員) 作業するときには、拡大などせず、そのまま並べていくのですか。

(所管課) そうです。モザイクアートをどんな絵にするかが重要で、写真を絵になるように並べていって色付けをするような工程になっています。個々の写真データをじっくり見て「これはここ」というものではありません。

(清野委員) ただ、データなので拡大しようと思えば見えるということですか。

(所管課) 見ようと思えば見えます。

(花村会長) そのため、同意も取っているということでしょうか。

(所管課) はい。

(加島委員) モザイクアートを作るためのソフトがあるのですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 著作権はどこに帰属するのですか。

(所管課) 資源循環局です。

(加島委員) では、作った委託事業者にはないですね。

(所管課) はい、そういう仕様でやりたいと思います。

(加島委員) せっかく作ったものを、4年で廃棄してしまうのですか。

(所管課) オリンピックを意識したデザインにすると、4年ということに

なります。

(加島委員) 何年かして、自分の写真が入ったものを見たい人も出てくるのではないかと思います。ソフトでそのまま残せるのなら残しておいたほうが良いような気がします。

(花村会長) 逆に、「同意をして写真を撮ったけれど、自分の写真が出てない」ということはないですか。

(所管課) それは絶対にないように、全員の写真を使います。

(花村会長) 完成したモザイクアートを見ると、「食品ロスをやめよう」という意識が生じるのですか。関係がよく分かりません。

(所管課) 「あっ」と思うようなデザインにしたいと思います。そうするためには、素人がやるのではなく、専門の委託事業者に頼みたいと思います。

(花村会長) それは分かりますが、それを見て食品の3R運動をしていくわけですよね。「我々も協力しなければならない」というイメージがわくのでしょうか。

(所管課) 本来はそこを目指したいのですが。

(新田委員) 消費生活推進員が料理教室を開くなど食品ロス削減の活動をしています。環境事業推進員もそのような普及活動しています。そういう人たちが料理教室を開いている写真なども撮って、その人たちのメッセージも入れれば、一般の人とまた違うメッセージになるかなという気がします。これを作って区のホームページだけでなく、そういう人たちにも見てもらって宣伝していくと、もっと広がっていくのかなと思います。

(所管課) 本当に有り難いことに、皆さんに協力していただいています。

(小嶋委員) 写真の撮影は委託するのですか。

(所管課) 写真は資源循環局の職員が撮ります。その場で個人情報の取扱いについて説明し、説明の紙も渡します。

(小嶋委員) 大体、上半身ぐらいですか。それでメッセージのボードを持つのですか。

(所管課) そうですね。

(小嶋委員) メッセージの中に個人名が書いてあったら、資源循環局で不適切だということで判断するのですか。

(所管課) その場で「食べ残しをしない」といったことを書いてもらいます。もし万一、ほかのメッセージを書いた場合には、食品ロス削減のメッセージを書いていただくようやり取りはします。

(小嶋委員) 広報をする際にデータが欲しいところには渡すのですか。それとも、資源循環局で持っていてほかには渡さないのですか。モザイクアートを拡大すると個人が識別できるわけですよね。

(所管課) 基本的には資源循環局と、区役所の地域振興課の資源化推進担当で管理します。

(小嶋委員) 外部には渡さないということですか。

(所管課) 渡しません。

(花村会長) 小さい写真を見ると、「食品ロスをやめよう」とか何とか、メッ

セージが見えるのですか。

(所管課) メッセージはさすがに読めない大きさになっています。

(花村会長) 読めないけれど、そういうことは書いてあるのですね。

(所管課) 書いてあります。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件3を承認するという
ことのでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】市立学校における教育クラウドサービスの利用について

(花村会長) 次に、案件4「市立学校における教育クラウドサービスの利用
について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件4につきまして、ご質問、ご
意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) 横浜市でもクラウドを利用するときの条件があったかと思いま
す。グーグル社のこのサービスが第三者機関の認証を受けているという
記載はありましたが、横浜市の条件を満たしているかどうかという記載
はありましたか。

(所管課) この審議会が終わった後に総務局と詰めていきたいと考えてい
ます。横浜市のガイドラインはどうしても日本の規格がベースで基準が
できています。グーグル社は日本の基準では持っていないものが多いの
で、その辺りはISOのもので読み替えても構わないか、今後確認して
いきたいと思えます。

(土井委員) 確認した結果、万一条件を満たさない場合はどうなりますか。

(所管課) それはやはり横浜市として認められないものになってしまうの
で、サービスの利用は見合わせなければなりません。

(土井委員) 最終的にどうなのかという結果は審議会には伝わってきますか。
今の話だと「そこの部分はきちんとやってくれ」となるように思えます。

(所管課) 総務局とは文書上は現状の確認はしていますが、まだきちんと
協議をしていません。審議会後に協議をすることになっています。

(土井委員) どこどこが協議をするのですか。

(所管課) 所管課と総務局行政・情報マネジメント課です。そこが出して
いるクラウド利用のガイドラインを仕様上は一応、読み替えられるとい
う認識ではいますが、確認します。

(土井委員) 先に横浜市の条件の確認をしてから審議に諮っていただけると、
審議会としてはやりやすいと思えます。

(花村会長) 協議をして確認していただいて、横浜市の基準で「問題ない」
というお墨付きをいただいた上で審議に諮っていただいた方が良かった
ということですが、今回は協議結果の報告を受けるということでのよろし
いのですか。

(土井委員) はい。

(加島委員) 今ここでは、了承されているという前提で審議しておいて、次回、協議で了承が得られたという報告だけもらえばいいということですね。

(花村会長) それは恐らく、可能ですよね。協議をやってみなければ分からないということはないですね。

(所管課) それは可能です。

(花村会長) ではそういう前提で、必ず次回報告をお願いします。

(土井委員) 「5 取り扱う個人情報」で、今回、アカウント名が通し番号で新たに設けられます。教職員や児童生徒に1対1で配付されるようですが、アカウント名は個人情報に入るのでしょうか、入らないのでしょうか。

(加島委員) アカウント名はここに入るのでないでしょうか。

(所管課) アカウント名自体は「横浜小学校 0001」から始まっていくものです。グーグル社に残るのはアカウント名だけです。どのアカウントをどの児童生徒が持っているかという紐付けはインターネットに直接接続できないYCANのパソコンで扱います。グーグル社のクラウドには残さない前提です。

(土井委員) 電子計算機処理開始の処理の方では紐付けをする情報が残ってしまうのではないのでしょうか。

(所管課) クラウド上には紐付けをする情報は残らないという認識です。

(加島委員) アカウント情報を管理しているエクセルでは、アカウント名と個人の紐付けはできるわけですよね。そうであれば、個人情報の種類に「アカウント名」を入れたほうがいいのかと思います。今まで、符号などのときにはどのようにしていましたか。

(事務局) このアカウント名は単純に学校と通し番号になっていて、アカウントだけでは誰なのか分かりません。私たちが仕事で使っているメールアドレスには名字が入ったりしますが、そういう性質のものではありません。

(花村会長) しかし、その番号を持っている人は1人なのですよね。

(事務局) そうです。

(花村会長) そうであれば、個人としての識別可能な要素となり、個人情報として入れておくべきだということですね。入れても特に問題ないと思いますので、入れてください。差支えないですか。

(所管課) はい。

(土井委員) 「5 取り扱う個人情報」の【電子計算機の結合】で、「実施機関での保存期間なし」となっています。実施機関というのは横浜市和学校ですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) ちなみに、グーグルの保存期間はどんな感じなのでしょう。

(所管課) 特に定めはなかったと思います。まだ詰め切れていませんが、年度が終わって学年が上がる時や卒業する時などの作業が終わった段階で、自分で消さないと、自動的に消えません。

管理者権限があるので、例えば年度や学年が変わるときに1回、管理者権限でクリアすることは考えられます。管理者権限は指導企画課も持っていますし、各学校の2人の管理者の先生方も持っていますので、どちらかが消していくことにはなりますが、今のところ各学校にやってもらおうかなと思っています。

(土井委員) 小学校の頃はあまり意識がなくても、ずっと残っているのは気持ち悪いです。

(所管課) 年度ごとがいいですか。

(土井委員) 年度ごとに識別番号は変わりますか。

(所管課) 変わりません。

(花村会長) 卒業したらそのアカウントはなくなるのでしょうか。

(所管課) アカウントは持っていくこともできます。消すというやり方も確かにできます。ただ、消す作業を本人か学校がやらない限りは、一生持っていることも可能です。

(小嶋委員) 自宅からもアクセスできるということですか。

(所管課) できます。

(花村会長) そうすると、卒業しても使用できるのですか。

(所管課) そうですね。使っていくことが可能です。

(土井委員) 卒業しても教育などのアプリケーションが使えるのですか。

(所管課) はい、可能です。

(加島委員) サーバを使用するためのお金を取られるのでしょうか。

(所管課) 「Google for Education」という教育機関向けのサービス扱いのときにはお金はかかりません。横浜市との契約になっているので、学校籍が抜けたタイミングで解除されますが、IDは持っていきます。そのIDを一生持ち続けて、グーグルクラウドを個人で使い、ある一定の容量になると課金される可能性はあります。

(加島委員) どこかでアカウントを削除しないといけないと思います。

(所管課) そうですね。

(土井委員) 教育クラウド、しかも、市立学校でという要件が定められているので、そこから抜けるタイミングを検討してもらったほうがいいです。

(所管課) 卒業や転学のタイミングなど、学校籍から抜けるタイミングを一つの基準にして考えるという感じでよろしいですか。

(土井委員) 市内に転学した場合はIDは変わるのですか。

(所管課) 変わります。学校ごとで考えています。

(土井委員) 去年までいた別の中学校のものを使うことが必要かどうか次第なのですが。

(所管課) 前の学校と授業の進み方や内容が変わります。持っていく必然性はないと思います。

(土井委員) その辺りを勘案した上で考えてもらえればと思います。

(花村会長) では、検討してください。

(所管課) はい、報告します。

(加島委員) G Suite はほかの市町村では使っていますか。

(所管課) 昨年度の段階では実験的に使っているところが多いです。今後

広がっていくと思います。

(加島委員) 横浜市が初めてなのですか。

(所管課) 初めてではないです。都道府県単位で使われているところがあります。

具体的に言うと千葉県柏市、東京では小金井市の前原小学校など、教育の世界では比較的先進的な学校が使っています。

(加島委員) すでに導入しているところでどうやっているかを参考にして、ルールを決めたほうが良いと思います。

(新田委員) 父兄から開示請求があった場合にどうするか、考えたほうが良いです。子供たちが文章を学校に持っていくときに、親が手伝っていることがあります。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件4を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（諮問）

(花村会長) 次に、案件5「横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（諮問）」の審議に入ります。

前回の審議会では諮問を受け、主な改正内容について事務局からご説明いただきました。

本日は答申の作成に向けて、委員の皆さまのご意見を取りまとめていきたいと思います。

それでは、はじめに事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 事前に委員の皆さまからはご意見がありませんでしたので、会長と相談し、諮問の内容に沿ったかたちで答申のたたき台をご用意しております。

こちらを参考にいただきながら、ご審議いただければと思います。

(花村会長) それでは、前回の説明資料に沿って、項目ごとにご意見を取りまとめていきたいと思います。

はじめに、「1 法改正に伴う保護条例の改正内容について」の「(1) 個人情報の定義の明確化」について、事務局から説明がありましたらお願いします。

(事務局) <答申のたたき台読み上げ>

個人情報の定義の明確化については、何が個人情報なのかの定義が明確化されることにより、個人情報に該当するものがはっきりすれば、実施機関においても、職員も条例に則った取扱いができます。法律と条例とで個人情報の定義が異なるのでは、市民も混乱します。やはり法律と同じ定義にするのが分かりやすいだろうということです。

また、その中で個人識別符号の定義も法律に合わせたいという趣旨です。

(花村会長) ただいまの事務局からの補足説明を含め、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。法が改正されて、「定義を明確化するように」と言われて、国と違う定義をつくっている地方公共団体などないでしょう。国と違うことはないので、結論から言うと、横浜市もこれでいくしかないですね。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) 次に、「(2) 要配慮個人情報の取扱い」について、事務局から説明がありましたらお願いします。

(事務局) <答申のたたき台読み上げ>

要配慮個人情報については、これまでも事務開始届やファイル簿の保有の届出の中では、取り扱う情報については全て記載してきました。ただ、国のほうでは、要配慮個人情報を含むということをより認識しやすくすることが求められています。今までも病歴等はきちんと届出には記載してありましたが、要配慮個人情報がそこに含まれるか否かの1項目を新たに設け、その欄を見れば、事務の中で要配慮個人情報を取り扱うかどうかはすぐに分かるようにするべきではないかということです。

また、様式上でも要配慮情報が入るかどうかが一見して分かるようにすることで、職員も「要配慮情報を取り扱っている」という意識を持って事務を遂行できる面もあると考えられます。

もしこのとおりの改正を行った場合、条例改正後に出される届出書は、その項目が追加されたものを提出してもらいます。既に出されている届出書については、条例改正後、所管課にはできるだけすみやかに、項目を追加した届出を出してもらいたいと思います。所管課の負担にならないように今後やり方を考えていきます。基本的には出されている届出書全てについて、要配慮情報が含まれているか否かを追加していきたいと考えています。

(花村会長) ただいまの事務局からの補足説明を含め、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。横浜市の条例第8条第3項の規定を作った趣旨は何ですか。思想・信条に関する情報は同意があっても収集してはいけないということを前提にしているのですよね。

(事務局) そうですね。

(花村会長) 横浜市としては、このような個人情報を収集したことは今までないですか。

(事務局) 市民からの医療相談など、色々な相談業務があります。本人が言ったことを相談記録に書き止めた中に、思想・信条等の情報が入ってきてしまう可能性はあります。そのような場合を除けば、思想・信条・宗教に関する情報を行政の側から積極的に記載を求めるようなことはありません。もしそのような情報を収集する場合は、審議会に諮る手続が必要になりますが、そのような話は来ていません。

(花村会長) 改正法の要配慮情報の中には当然、条例第8条第3項の「思想・信条」等の情報も入るという理解でいいですね。

(事務局) はい。

(花村会長) 横浜市の場合は、思想・信条に関する情報は、法よりも情報収

集の制限が厳しいと考えられますか。

(事務局) 行政機関個人情報保護法の中では、今回新たに「要配慮個人情報」の定義が設けられました。そもそも「審議会に諮らなければ収集してはならない」といった制限規定がありません。国においても要配慮情報を新たに定義して、その範囲を収集制限にかけることはしていません。横浜市においてもそこまで広げる必要はありません。ただ、従前から思想・信条等の情報については収集制限をかけています。それについては今までどおりということです。

ただ、条例では「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」と書いてあって、今回の要配慮情報では、「差別又は偏見が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報」という書き方をしてあるので、表現上少し似かよっています。保護条例を定めるときに、要配慮情報の定義の中にこういう文言を書くのか、それとも、一切書かないで「法律のとおり」と書いてしまうか、現在、考えています。

現行では、今の「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」の解釈について、一般に知られることによって不当な差別を受けるおそれがあるということで横浜市は運用しています。従前どおりの方向で運用していくと考えています。

全ての病気が社会的差別の原因のおそれになることは恐らくないと思います。インフルエンザにかかったということで差別されることはありません。もう少しここでは絞っていくことになっていくのではと思います。

(花村会長) 要配慮情報についてほかにありますか。では、今の議論を踏まえて、答申に反映させる形で進めていいですか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) 次に、「(3) 出資法人等」について、事務局から説明がありましたらお願いします。

(事務局) <答申のたたき台読み上げ>

保護条例第60条で出資法人に関する規定を置いています。同条第1項で、「出資法人はこの条例に則って、個人情報保護のために必要な措置を講ずるよう努める」という規定があります。これを削除するものです。理由は今、読み上げたとおり保護法の適用対象になるからです。

第1項を削除しても第2項が残ります。第2項では、「出資法人等の個人情報保護が推進されるよう、必要な措置を講ずる」とあります。今後も各所管課が、各出資法人の個人情報保護については必要な支援を引き続き行っていきます。

(花村会長) ただいまの事務局からの補足説明を含め、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。これはいいですね。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) では、今の説明を踏まえて答申案に反映させます。

次に、「2 その他の改正内容について」の「(1) 「実施機関の職員」の定義」について、事務局から説明がありましたらお願いします。

(事務局) <答申のたたき台読み上げ>

罰則を改正するに当たって、検察協議を行う中で、以前から検察庁から、条例の問題点として指摘されている部分になります。

これまで条例上、実施機関の職員の定義を置いていませんでした。条例の解釈の手引の中で示していました。

今回、定義規定については、これまでの解釈を広げたり狭めたりすることは考えていません。これまでの解釈の中で対象としてきたものを条例の文言として落とし込むように、定義を考えています。

(中村委員)「職員」という用語の使い方に違和感があります。国家公務員法では、内閣総理大臣のような特別職でも「職員」と書かれています。

ところが、地方公務員法で書かれている職員は「一般職」と定義されています。市長や議長など、特別職の公務員を「職員」と呼ぶのに違和感があります。

ただ、従前から横浜市で、この「実施機関の職員」には特別職も入ると解釈しています。法律的におかしいわけではないので、納得はしますが、そういうところがあります。

横浜市の個人情報保護条例は、いろいろな規定があり、それに対する罰則もあります。

国の行政機関個人情報保護法と国家公務員法の規定、横浜市の個人情報保護条例と地方公務員法の規定を対比させて考えました。

特徴的なのは、横浜市の場合は第16条と第70条とがあります。第16条は、市長等の特別職に対し、守秘義務を課しています。第70条は、その違反についての罰則規定です。この規定は行政機関個人情報保護法にはありません。

一般職の地方公務員の守秘義務は、地方公務員法が定めていて罰則規定を設けています。一般職の国家公務員は、国家公務員法が守秘義務と罰則を定めています。

横浜市の個人情報保護条例は、第16条で市長等にも守秘義務を課しています。ただ、「個人の秘密に属する」と表現されています。本来であれば、それぞれ個別法で定めるべき守秘義務の規定をこの個人情報保護条例の中に持ってきて、そこで広げて特別職全員に課している感じがあります。

国の行政機関保護法は、特別職に関して守秘義務を課しているわけではなく、規定もせず、罰則も設けていません。その趣旨からすると、横浜市の個人情報保護条例で特別職にも守秘義務と罰則を課していることに違和感があります。しかし、横浜市の一般職の職員が守秘義務違反をすると、個人情報保護条例ではなく地方公務員法違反での罰則になります。個人情報保護条例違反として市長を入れるのがどうなのかなと思います。本来、個人情報保護法に入れていないところを横浜市だけ入れてしまうのは、本当に問題ないのかなと思います。

しかも、第68条と第70条の違いがよく分からなくなってきました。第68条は「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」で提供しているから、なおさらたちが悪いのですが。第70条は単に、知っている個人情報を漏らすだけです。しかし、罰則としては同じです。

市長が実施機関の職員にも入るとして、市長が自己若しくは第三者の不正な利益目的で情報提供すると、第 68 条にも第 70 条にも該当してしまいます。その適用はどういう関係になるのか、分かりにくくなっている感じがします。

これは従前からそういう規定が置かれているので、今どうこうすべきだと言いつもりはないですが、将来的にはもう少し整理したほうがいいと思います。

(事務局) 実はこの第 16 条と第 70 条の特別職の守秘義務規定と罰則規定を条例に盛り込む際に、こういった刑罰規定を条例で作るには検察協議を行わなければなりません。当時、中村委員がおっしゃったとおりのことを検察からも指摘されました。本来、地方公務員法で特別職には守秘義務や罰則を科していないという趣旨に反しているのではないかということでした。そのような指摘は受けつつも条例を作りました。市長の個人情報に対する姿勢をこういう形で明らかにするという趣旨であったと聞いています。

今回、地方公務員法の罰則規定の金額が引き上げられました。条例の規定を改正せざるを得なくなったときに、検察協議を再度行う必要が生じました。昨年度から検察と相談をしていました。そこでまたこの問題が蒸し返されることを非常に危惧しました。

しかし、この条例を改正した当時とは若干状況が変わりました。例えば、第 16 条の農業委員会委員については、農業委員会法が改正されて守秘義務と罰則規定ができました。その関係で今回、それを除く改正も入っています。

「特別職には守秘義務はかからない」という考え方が、今では必ずしもそうではなくなっています。ですから、検察のほうでは、地方公共団体の判断で特別職に独自に守秘義務や罰則規定を設けることは、現時点では必ずしもこの趣旨に反するとは考えなくていいと言っています。今回はこの第 16 条と第 70 条については、そういう形でこの規定が法律に違反するとまでは指摘しないということでした。そこをきれいに整理するためには、第 16 条、第 70 条を削除するということはありますが、横浜市の姿勢としてこういう規定を設けたので、そのまま残しておこうと考えています。

しかし、第 68 条と第 70 条が似かよっている問題は残ってしまいます。その中で、検察から最後まで「どうか」と言われて問題視されていたのが、今回の実施機関の職員に特別職である市長などが入るのか入らないのかが非常に分かりにくくなっているということでした。条文だけを見ていると、どうも市長等特別職は実施機関の職員に入らないから、第 16 条と第 70 条に規定したように見えてしまいます。そこは何とか整理できないかと言われています。

(花村会長) 実施機関の職員の定義の中に市長も入れてしまっていていいですか。

(事務局) その点は明確に解消しようということです。

(花村会長) それで、実施機関の職員の中に市長を入れたら、第 16 条と第 70 条は必要なのかという議論になります。仮に市長がこの条項に違反し

た場合の罰則の適用はどちらになりますか。起訴するときどちらになるか、非常に問題が出てきます。

(中村委員) 弁護人は「条例第 70 条はおかしいのではないか。本来、法に違反している規定ではないか」ということで争ってくるような気がします。市長単独の個別法の中に守秘義務規定を入れておけば、そちらのほうがすっきりするのかなと思います。

(花村会長) 仮にあったときは、検察庁が考えればいいですか。

法律家の目からすると、実施機関の職員の中に市長を定義するのであれば、ここは改正したほうがいいと考えますよね。

(事務局) 検察のほうから「やはりこれはどうしてもおかしい」と言われたら、何とか議会や市長を説得して作業しようかと思っていましたが、もういいと言われてしまったので。

(花村会長) 検察庁に「市長が違反したら、どちらの罰則を適用するのか」と聞いてみたらいかがですか。

(中村委員) 観念的競合でしょうか。

(花村会長) そうですね。観念的競合になるのですかね。

(事務局) 当時からそういう議論はありました。

(花村会長) ということで、その辺りは事務局と会長に一任していただき答申案を作るということでいいでしょうか。

(小嶋委員) 第 16 条で、「公営企業管理者、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員並びに固定資産税評価審査委員会委員」といったものは職員になるわけですね。

(事務局) 特別職です。

(小嶋委員) この改正案の第 2 条第 3 項で規定しているものに含まれないのですか。整理されていないような気がします。選挙管理委員などは行政委員会の委員にはならないのですか。

(事務局) なります。

(小嶋委員) そうであれば、新たに 16 条で規定するのはよく分かりません。

(事務局) 行政委員会の委員全てを第 16 条に入れているわけではありません。人事委員会委員などは地方公務員法で別途、守秘義務が定められているので除いています。本当は「行政委員会の委員」とひとまとめにできればいいのですが、除かなければならない委員が入っている関係で、第 16 条では列記しています。

(小嶋委員) 個人情報保護審議会委員は行政委員会の委員ですか。

(事務局) 附属機関の委員になります。

(小嶋委員) 定義は「職員」になるのですか。

(事務局) 附属機関の委員は職員に入りません。入りませんが、第 16 条の秘密保持義務はかかります。

今回新しく設ける定義の中では、「職員」といったときは一般職と特別職を含める形で考えています。定義規定の中では、「実施機関」という定義がまず頭にあります。実施機関の職務上指揮監督を受ける職員というふう限定します。そうすると、審議会の委員というような附属機関の委員はそこから抜けると考えます。

(小嶋委員) 「職員」ではなくて、第 16 条で規定されているということですか。

(事務局) そうです。

(花村会長) もともと「実施機関」という言葉は使いますか。

(中村委員) 「実施機関」は使います。市長は実施機関でもあり、ここだと実施機関の職員でもあります。定義として両方入ってきてしまいます。

(花村会長) 問題点を整理しながら、事務局と会長に一任してもらっていいでしょうか。

次に、「(2) 農業委員会等に関する法律の一部改正への対応」について、事務局から説明がありましたらお願いします。

(事務局) <答申のたたき台読み上げ>

(花村会長) これは特に問題ないですね。

次に、「(3) 受託者等の義務等」について、事務局から説明がありましたらお願いします。

(事務局) <答申のたたき台読み上げ>

この規定についても、検察から条例制定時「これら以外のもの」の対象が非常に不明確だと指摘されていたので、今回、改正案を出しています。これまでは、「解釈・運用の手引」に、「これら以外のもの」が何に当たるのかを示してきました。今回、この「これら以外のもの」を削り、再委託事務従事者と派遣労働者については別途、義務規定と罰則規定を追加したいと考えています。

現在、協働事業者の従事者も入っていますが、これについては、個人情報保護法の改正で適用対象になります。保護法の中で「事業者は従業員に対して監督義務がある」ということと、従業者等の個人情報データベースの不正提供の罰則が設けられています。そのため、協働事業者については条例には別途規定する必要はないのではと考えています。

また、横浜市では、協働事業をする場合には、契約や協定書の特記事項の中で個人情報の取扱いについても約束が書いてあります。

(清野委員) 協働事業者以外はどういう人を想定しているのですか。もし必要があるのなら、また表現を考えないといけません。

(事務局) 「解釈・運用の手引」で、「これら以外のもの」は、再委託、協働事業、人材派遣を想定していました。

(清野委員) 再委託先における派遣の人ということですか。

(事務局) 再委託業務の従事者です。派遣は別途、人材派遣です。

条例上は委託業者については適正義務を規定しています。再委託事業者にはまでは規定がありません。今までは「これら以外のもの」で読んでいました。

(清野委員) 今後、再委託事業者はどうなりますか。

(事務局) 先週お配りした案の中に入れてあります。前回示した新旧対照表です。

(事務局) 条例第 17 条で、受託者の義務を定めています。そこに「また、横浜市からの受託者から当該事務の再委託を受けた者」という形で規定を追加しています。

(花村会長)「これら以外のもの」を明確にしようという趣旨です。

(中村委員) 委託事業者や再委託事業者自体も、個人情報保護法の対象になり得ますよね。先ほど協働事業者はそちらで対応することになるから外すということでした。

(事務局) 協働事業には色々な形態があります。委託については、そもそも横浜市が本来やるべき仕事をそのまま委託に出しているところがあります。委託は、丸々業務を行ってもらうので、条例上実施機関の職員と同等の義務を課すべきではないかということです。

(花村会長) では、この辺りも議論を踏まえて答申案に反映させたいと思います。

次に、「(4) 地方公務員法の一部改正に伴う罰金額の引き上げ」について、事務局から補足がありましたらお願いします。

(事務局) 先ほどご説明しましたので説明を省略します。

その他として、今回、法改正で目的規定が改正され、個人情報の適正かつ効果的な活用ということで、個人情報保護法では匿名加工情報の仕組みが導入されました。行政機関個人情報保護法では非識別加工情報の仕組みが導入されています。

「個人情報保護に関する基本方針」は、保護法の中で国が定めるものとなっています。この3(1)に、「条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」と書かれています。

さらに横浜市では、今年の3月に「官民データ活用推進基本条例」が成立しています。官民データ活用に関しての施策を総合的かつ効果的に推進していくこととなっています。今後も国の検討会の動向を踏まえて、非識別加工情報の提供の仕組みについては引き続き検討していきたいと考えています。

(小嶋委員) 横浜市の個人情報は、死者を含めた個人に関する情報ですよね。条例の文言には「死者を含めた」とは入っていませんが、良いのですか。これまでも死者を含めているから良いのでしょうか。

(事務局) 個人情報保護法では「生存する個人」となっています。それとの対比で、特に「生存する」とは入っていません。

(小嶋委員) 「生存する」と入っていないから、死者を含めると解釈するのですか。

(花村会長) 今回の個人情報の定義の改正では、「生存する」という文言は入れないのですか。

(事務局) 今回の定義の明確化は、個人識別符号であれば直ちに個人情報だという定義の明確化と併せて行います。死者の個人情報を含むかどうかは、国の法律とはもともと違いがあり、今回も特にそれに合わせることは考えていません。従前から死者を含むかどうかは地方公共団体によって様々です。国からの通知の中では、「地域の特性に応じて適切に管理する」と記載されています。「必要だ」という言い方で、別に全部合わ

せるようにということではないです。地方公共団体それぞれの考え方で歴史的にやってきました。強引に「死者」を入れることになると、どうい影響が出てくるのか分かりません。

(小嶋委員) 死者を含めるのであれば、明確に「死者を含めた」と入れたほうがいいのではないかという意見です。

(花村会長) 従前も条例上で「死者を含めた」と規定してはいないですよ。 「生存する」という文言が入っていないというだけの話ですね。「生存する」と入っていないのだから、死者も入るという解釈で運用してきました。「死者」などと入れてしまったら、いつまでの死者なのかということになります。本来は、定義はきちんとしておいたほうがいいでしょうね。

(事務局) 請求者の範囲などが問題になってきます。相続人などに限定はしていますが、厳密に特定していかなければいけなくなってしまいます。難しいかもしれません。

(花村会長) 「生存する」と限定しないメリットはどこにありますか。

(事務局) 例えば、子供が亡くなったときに、親がその子供の情報をどうやって知り得るかというときに、個人情報で死者の情報を明確にしないと、きちんと対応ができないところは確かにあります。

(花村会長) 横浜市の場合はそこを考慮してきたということですか。

(事務局) はい。本人の情報や、亡くなった人のプライバシーも考えた上で、死者の情報を守る、あるいは、開示していくという両方の側面から考えなければというふうにはずっと解釈しているだろうと思います。

(清野委員) 法では生存者ということだけで定義して、各自治体に範囲を任せています。法と違う部分まで個人情報に入れるのであれば、それは明示するべきだと思います。運用が今まできちんできているので、今回のように条例で変えなければいけないものがある時に、それも併せて変えるべきではないかと思います。

(花村会長) 他自治体の条例で「死者」を明確に文言で入れているところはありますか。

(清野委員) 川崎市は入れています。今回も川崎市は「死者」を残すそうです。その関係で、他の条例の条文を直すということはありません。

(事務局) どこかでフルモデルチェンジしないといけない条例の一つかなと思います。

(花村会長) その辺りも含めてということでもいいでしょうか。

では、次回審議会において、答申案を検討することになりますが、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 事務局から補足させていただいた内容を加えた答申案について、ご審議いただければと思います。

答申案は事前に送付させていただきますので、審議会までにお目通しいただき、お気づきの点等ございましたら、事務局までご連絡ください。

(花村会長) それでは、ただいま事務局からご説明いただいたように、次回答申案を審議するということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認いたします。

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
みその公園（横溝屋敷）内防犯カメラ運用事務
- (2) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
東京都市圏パーソントリップ調査（事前調査）
- (3) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託
自然観察ウォーキングイベントにおける参加申込受付等業務
- (4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（2件）
- (5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（13件）
- (6) 個人情報ファイル簿変更届出書（4件）

4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年9月23日～平成29年10月20日）
- (2) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に質問がなければ了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思えます。

次回の日程でございますが、11月29日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【閉 会】

資 料 特記事項	1 資料 第159回横浜市個人情報保護審議会次第 2 特記事項 次回は平成29年11月29日（水）午後 2 時から開催予定
-------------	--

本会議録は平成29年11月29日第159回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
